

環 食 化 第 38 号  
昭 和 58 年 8 月 27 日  
(最終改正：平成 30 年 8 月 8 日)

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生省環境衛生局長  
( 公 印 省 略 )

食品衛生法施行規則、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令  
及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

食品衛生法施行規則(昭和 23 年 7 月厚生省令第 23 号、以下「省令」という。)、  
乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和 26 年厚生省令第 52 号、以下「乳等  
省令」という。)及び食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370  
号、以下「告示」という。)の一部が、それぞれ昭和 58 年 8 月 27 日厚生省令第 36  
号及び第 37 号並びに厚生省告示第 153 号をもつて改正されたので、下記の事項に  
留意の上その運用に遺憾のないようにされたい。

## 記

### 第 1 改正の要旨

(略)

### 第 4 運用上の注意

#### 1 (略)

- (1) 亜鉛塩類、銅塩類及びグルコン酸第一鉄に係る使用基準にいう母乳代替食品とは、母乳の代替として飲用に供する調製粉乳、調製液状乳及びこれ以外の育児用粉乳をいうこと。

(略)